

日本一の健康長寿県構想安芸地域推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 誰もが住みなれた場所で、活き活きと健康で安全・安心な生活ができる地域づくりをめざして、「日本一の健康長寿県構想」の推進、地域の保健・医療・福祉活動に関する事項について、地域の関係者や住民と効果的な活動への共通認識をすすめる機会として、日本一の健康長寿県構想安芸地域推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 地域の保健・医療・福祉等の推進及び方策に関すること。
- (2) 安芸福祉保健所の運営に関すること。
- (3) その他、日本一の健康長寿県構想の推進に関し、必要と認められる事項。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員15名以内で組織する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 住民・地域組織等の代表
- (4) 行政関係者

2 委員は、高知県安芸福祉保健所長が依頼する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、委員の互選により、会長、副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総括し、議事の進行を行う。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 第3条に規定する委員のほか、協議会にオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、安芸福祉保健所長が依頼する。

2 オブザーバーは、協議会に出席し、会長の求めに応じて必要な意見を述べることができる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要に応じて助言及び意見を得るため委員等以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、高知県安芸福祉保健所に置く。

(雑則)

第9条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。